

# ひとまちキラリまちづくり活動助成 （「立ち上げ支援部門」および「連携・協力部門」）実施要綱

## 【目 的】

第1条 この要綱は、公益財団法人 草津市コミュニティ事業団（以下「事業団」といいます）が実施する「ひとまちキラリまちづくり活動助成」（以下「ひとまちキラリ助成」といいます）について必要な事項を定めます。

## 【助 成】

第2条 ひとまちキラリ助成は、草津市において、創意工夫にあふれる魅力的なまちづくりをすすめるため、市民等による自主的で公益的なまちづくり活動（以下「まちづくり活動」といいます）への助成をおこないます。

2. ひとまちキラリ助成は、新たな組織の立ち上げや事業を新たに始める団体を対象とした「立ち上げ支援部門」と、多様な主体※と連携・協力した事業を行い、組織や事業を拡大・発展させる可能性のある活動を対象とした「連携・協力部門」を設けます。

※多様な主体…企業、NPO、大学、事業所、商店等、地域社会を構成する様々な組織や団体とします。

## 【財 源】

第3条 事業団の基金を中心に、市民公益寄付金を併せ、助成金の財源とします。

## 【申請者】

第4条 「立ち上げ支援部門」として助成が申請できる方は、自発的で公益的なまちづくり活動をおこなう団体（グループ）または個人とします。

2. 「連携・協力部門」として助成が申請できる方は、多様な主体と連携・協力し、自発的で公益的なまちづくり活動をおこなう団体（グループ）とします。（個人や単一団体での応募はできません）

## 【助成対象事業】

第5条 助成の対象となる事業は、次の各号に掲げるまちづくり活動の事業とし、事業団理事長（以下「理事長」といいます）が適当であると判断したものとします。ただし、政治、宗教、営利活動等を目的とするものは除きます。

### 「立ち上げ支援部門」

- ①個人・団体が立ち上げる事業
- ②既存の市民公益活動団体の新規事業
- ③地域に根ざした団体の新規事業

### 「連携・協力部門」

多様な主体と連携、協力して行う事業

2. 他の制度による助成金等を受ける事業は対象となりません。

#### 【助成の額】

第6条 助成の額は、助成対象となるまちづくり活動の経費からその活動によって得られる収入を除いた額以内で、部門ごとに定められた額を限度として理事長が定めます。

なお、次年度の助成金は継続審査において認められた場合のみ交付されます。

「立ち上げ支援部門」初年度は10万円、次年度は20万円

「連携・協力部門」初年度は20万円、次年度は30万円

2. 対象となるまちづくり活動に必要な直接経費のうち、助成の対象となる経費は、別表1のとおりとします。

#### 【助成対象の期間】

第7条 助成対象の期間は初年度4月を開始月とし、2年間を限度とします。

#### 【助成の申請】

第8条 助成の申請をする方は、まちづくり活動提案書（様式第1号）を、お知らせした日までに理事長に提出するものとします。

2. 申請の際に、必要に応じて事業の補足説明などの関係書類の提出を求める場合があります。

#### 【諮問・答申】

第9条 理事長は、助成の申請があったときには、その内容等を審査会に諮ります。

2. 助成の対象となるまちづくり活動の審査については、別表2のとおりとします。

3. 理事長は審査会から候補団体の推薦を受けた時は、その審査結果を参考に助成団体を決定します。

#### 【助成の決定】

第10条 理事長は助成の対象とするまちづくり活動とその助成額を決定したときは、助成決定書（様式第2号）により該当する申請者（以下「助成対象者」といいます）にお知らせし、また、助成ができなかった申請者にも書面でお知らせします。

#### 【実績報告】

第11条 助成対象者は、各年度の助成対象事業が完了したとき、実績報告書（様式第3号）に関係書類を添えて、理事長に報告するものとします。

#### 【助成金の確定通知】

第12条 理事長は、助成の額を確定したときは、助成金確定書（様式第4号）により助成対象者にお知らせします。

#### 【助成金の請求】

第13条 前条に規定する助成金の確定の通知を受けた助成対象者は、助成金請求書（様式第5号）により、理事長に助成金を請求するものとします。

#### 【助成金の交付】

第14条 理事長は、助成金請求書が提出されたときは、第12条による確定書に記載された額を助成対象者に交付（完了払い）します。ただし、助成の決定をした後に、助成対象者が助成金の受取り申請手続きをされ、理事長が認めた場合は、助成金の全部又は一部を交付（概算払い）します。

#### 【助成事業の広報】

第15条 助成対象者は、助成対象事業の実施にあたってポスター、プログラム等を作成する際、また、助成対象事業が新聞や広報誌等で取材を受ける際には事業団「ひとまちキラリ助成」により実施する旨を積極的に広報することとします。

#### 【事業内容および助成金額の変更】

第16条 助成対象者は、各年度の事業内容を変更（軽微な変更を除く）する場合は、事前に事業団まちづくり振興課と協議を行い、その承認を受けなければなりません。

2. 理事長は前項の承認をする場合において、必要に応じ助成金額を減額し、または、条件を付すことができるものとします。

#### 【助成金の返還】

第17条 理事長は、この要綱の内容に助成対象者が違反したとき、または、まちづくり活動が助成対象として適切でないことが判明したときは、助成金の全部または一部について、取り消しまたは返還を要求することができるものとします。

#### 【審査会】

第18条 審査会は、第8条により提出された書類および公開ヒアリングの内容を、審査基準（別表2）に基づき審査を行い候補団体を選定します。

2. 審査会は、理事長が委嘱または任命する審査員で、5名以内で構成します。

3. 審査員の任期は2年以内とします。ただし、再任を妨げません。

#### 【継続審査】

第19条 継続審査は、第11条により提出された書類、次年度計画書および、成果発表会の内容を、審査基準（別表2）に基づき審査を行い、継続の可否を決定します。

#### 【事務局】

第20条 事業団 まちづくり振興課に事務局を置きます。

2. 事務局は、審査会や助成事業に関する庶務をおこないます。

#### 【助成対象者への支援】

第21条 事務局は、助成対象者が事業目的に沿ったまちづくり活動ができるよう支援に努めます。

2. 事業団は、団体の活動がより良いものとなるため、実務講座等の学習機会を提供し

ます。

3. 助成対象団体等は積極的にその学習機会を活用するものとします。

【その他】

第22条 この要綱の定めがない事項については、別に理事長が定めます。

付 則

この要綱は、平成13年7月9日から施行します。

付 則

この要綱は、平成23年5月1日から施行します。

付 則

この要綱は、平成23年5月20日から施行します。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行します。

付 則

この要綱は、平成25年10月1日から施行します。

付 則

この要綱は、平成26年10月1日から施行します。

付 則

この要綱は、平成27年9月1日から施行します。

付 則

この要綱は、平成28年6月1日から施行します。

別表1（第6条第2項関係）

報償費	外部の講師・ボランティアへの謝金など
使用料 ・賃借料	会場費・物品等の借用費など
消耗品費	文具・日用品、コピー代、図書、文献、楽譜など
印刷 製本費	チラシ・ポスター・会報・冊子等の印刷発注など
役務費	郵便代、通信費、保険料、手数料、広告料など (但し日常の運営にかかる経費は除く)
会議費	飲食費は、団体構成員以外が関わる会議でのお茶・コーヒー代程度
交通費	外部講師等の電車代・タクシー代など
委託費	専門的なことを外部に依頼する費用
その他 必要な経費	事業実施に必要な上記以外の経費

別表2（第9条第2項および第18条関係）

先駆性	独自性があり斬新なテーマであるか。
公益性	市民や地域にとって必要性、重要性が高い事業であるか。また受益者が特定の地域や人に限定されず、より多くの市民や地域社会にとって有益であるか。
発展継続性	採択を受けることで活動や団体自身が発展する可能性があるか。また事業を継続していくための工夫や組織基盤の整備がなされているか。
実現性	実現可能な方法、予算で事業立案されているか。
公開性・波及性	市民に情報を提供するなど、活動の運営に公開性があるか。また他の地域や活動への波及効果は期待できるか。

## 〈連携・協力部門〉

上記審査項目のほか、

連携・協力	多様な主体と連携・協力し、それぞれが持つ特性や資源を生かすことで、事業がより効果的、効率的に実施できるか。
-------	---